

埼玉県立精神保健福祉センター備品等選定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 埼玉県立精神保健福祉センター（以下「精神保健福祉センター」という。）で購入又は賃借する備品等の適正な選定を図るため、精神保健福祉センター備品等選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 1件の執行予定額が100万円未満の備品の購入又は賃借に係る銘柄の選定。
- (2) 1件の執行予定額が10万円以上100万円未満の消耗品の購入又は賃借に係る銘柄の選定（銘柄を一銘柄に限定する場合に限る。）。
- (3) 1件の執行予定額が100万円以上の物品の購入又は賃借に係る福祉部物品銘柄選定検討委員会への内申についての検討。

(構成)

第3条 委員会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 精神保健福祉部長
- (4) 社会復帰部長
- (5) 精神科救急情報部長
- (6) 管理業務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、前条第1号の者とする。

- 2 副委員長は、前条第2号の者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。

(会議)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務・管理担当において処理する。

(記録・報告)

第7条 委員会の議事録は、総務・管理担当において調整する。

2 委員長は、委員会の結果を精神保健福祉センター長に報告する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する

附 則

この要綱は、平成29年2月13日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。